

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループの開催について

〔令和3年10月21日
デジタル大臣決定〕

- 1 デジタル社会の形成に向けて、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善を図るため、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。ただし、主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を特別構成員として求めることができる。

主 査 デジタル審議官

構 成 員 安宅 和人 慶應義塾大学環境情報学部教授／ヤフー株式会社 CSO
太田 直樹 株式会社 New Stories 代表取締役
齋藤 洋平 フューチャー株式会社取締役 CTO
庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授
森信 茂樹 東京財団政策研究所研究主幹

デジタル庁 CA (Architect)
デジタル庁 CPO (Product)
デジタル庁統括官 (戦略・組織担当)
デジタル庁統括官 (デジタル社会共通機能担当)
総務省自治行政局長

オブザーバ デジタル庁 CDO (Design)
デジタル庁 CTO (Technology)
デジタル庁統括官 (省庁業務サービス担当)
個人情報保護委員会事務局長
金融庁総合政策局政策立案総括審議官
文部科学省大臣官房総括審議官
厚生労働省政策統括官 (統計・情報政策、労使関係担当)

- 3 ワーキンググループは、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で主査の指定する官職にある者とする。
- 4 ワーキンググループ及び幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、デジタル庁において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループ及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。